

○独立行政法人環境再生保全機構役員報酬規程

(平成 16 年 4 月 1 日規程第 4 号)

改正 平成 17 年 11 月 17 日規程第 12 号 平成 18 年 6 月 1 日規程第 12 号
平成 21 年 6 月 23 日規程第 9 号 平成 21 年 11 月 30 日規程第 11 号
平成 22 年 4 月 1 日規程第 5 号 平成 22 年 11 月 30 日規程第 14 号
平成 24 年 3 月 30 日規程第 13 号 平成 27 年 3 月 31 日規程第 6 号
平成 28 年 2 月 23 日規程第 1 号 平成 29 年 12 月 26 日規程第 32 号
令和 5 年 11 月 7 日規程第 12 号 令和 6 年 11 月 7 日規程第 18 号

(目的)

第 1 条 この規程は、独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)の理事長、理事及び監事(以下「役員」という。)の報酬について定めることを目的とする。

(報酬の区分)

第 2 条 役員の報酬は、常勤役員については、基本俸給、業績給及び通勤手当とし、非常勤役員については、非常勤役員手当及び通勤手当とする。

(常勤役員の基本俸給)

第 3 条 常勤役員の基本俸給の額は、次の各号に掲げる本俸に、次項に定める特別都市手当の月額を加えた額に 12 を乗じて得た額に、期末手当を加えた額とする。

- (1) 理事長 935,000 円
- (2) 理事 812,400 円
- (3) 監事 694,700 円

2 特別都市手当の月額は、本俸に 100 分の 16 を乗じて得た額とする。

(報酬の支給日及び支給方法)

第 4 条 役員の報酬(期末手当、業績給及び通勤手当を除く。以下同じ。)の支給定日は、毎月 17 日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、その直前の休日でない日とする。

2 役員の報酬は、法令等に定めるところにより役員の給与から控除すべき金額を控除し、その残額を通貨で直接、又は役員が指定する預金口座への振込により支給する。

(新たに役員となった者及び役員でなくなった者の報酬)

第 5 条 新たに常勤役員となった者には、その日から報酬を支給する。ただし、退職した常勤役員が即日常勤役員に任命されたときは、その日の翌日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退職したときは、その日まで報酬を支給する。

3 役員が死亡したときは、その月まで報酬を支給する。

4 第 1 項又は第 2 項の規定により報酬を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

(期末手当)

第6条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する常勤役員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日に支給する。

これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した常勤役員についても、同様とする。

2 期末手当の額は、常勤役員がそれぞれの基準日現在(基準日前1月以内に退職し、又は死亡した常勤役員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において受けるべき本俸及び特別都市手当の月額並びに本俸に100分の25を乗じて得た額並びに本俸及び特別都市手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額(次条第4項及び第6項において「基準額」という。)に、6月に支給する場合は100分の86を、12月に支給する場合は100分の87を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6か月 100分の100

(2) 5か月以上6か月未満 100分の80

(3) 3か月以上5か月未満 100分の60

(4) 3か月未満 100分の30

3 基準日以前6か月以内の期間において、国家公務員から引き続き常勤役員となった者(独立行政法人環境再生保全機構役員退職手当規程(平成16年規程第9号)第6条第1項又は第2項に規定する者に限る。)については、その者が国家公務員として引き続いた在職期間を常勤役員として引き続いた在職期間とみなす。

4 基準日以前に引き続き国家公務員となるため退職した常勤役員に対しては、第1項の規定にかかわらず、期末手当を支給しない。

5 期末手当の支給日が休日に当たるときは、その直前の休日でない日とする。

6 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第23条第2項の規定により解任された者(同項第1号に該当して解任された者を除く。)

(2) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した役員で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた者

(業績給)

第7条 業績給は、当該事業年度に係る業務の実績に関する主務大臣の評価結果(この条において「評価結果」という。)の通知を受けた日から起算して1月を超えない日に、前年度において在籍した常勤役員に対して支給する。

2 年度の初日以外の日において新たに任命された役員及び年度の末日以外の日において解任され、又は死亡した役員の業績給の額は、日割計算で支払う。

- 3 前項の日割計算をするときは、業績給の額を 365 で除した額を 1 日分とする。
- 4 理事長の業績給の額は、基準額に 100 分の 142 を乗じて得た額に、別に定める評価結果に則した 100 分の 200 から 100 分の 0 までの範囲内で定める割合を乗じて得た額とする。
- 5 常勤役員(理事長を除く。)の業績給の額は、評価結果及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、理事長が決定するものとする。
- 6 常勤監事の業績給の額は、前項の規定にかかわらず、基準額に 100 分の 132 を乗じて得た額に 100 分の 100 を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第 8 条 常勤役員の通勤手当の支給及び金額については、独立行政法人環境再生保全機構職員給与規程(平成 16 年規程第 5 号。以下「給与規程」という。)第 18 条の規定を準用する。

- 2 非常勤役員の通勤手当は、勤務形態等を考慮して、別に定める。
- 3 前 2 項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、給与規程の例に準じる。

(非常勤役員手当)

第 9 条 非常勤役員手当は、月額 198,800 円とする。

(端数の処理)

第 10 条 この規程により計算した金額に 50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数が生じたときは、これを 1 円に切り上げるものとする。

(実施細則)

第 11 条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 独立行政法人環境再生保全機構法(平成 15 年法律第 43 号)附則第 3 条第 1 項及び第 4 条第 1 項の規定による公害健康被害補償予防協会及び環境事業団(以下「旧法人」という。)の解散に伴い、旧法人の常勤役員から引き続き機構の常勤役員となった者の在職期間は、その者の旧法人の常勤役員としての在職期間を機構の常勤役員としての在職期間とみなし、平成 16 年 6 月に支給される期末手当及び業績手当相当分は、第 6 条及び第 7 条の規定にかかわらず別に定めるところによる。

附 則(平成 17 年 11 月 17 日規程第 12 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。
(平成 17 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成 17 年 12 月に支給する期末手当の額は、改正後の独立行政法人環境再生保全機構役員報酬規程第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額から、次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。

(1) 平成 17 年 4 月 1 日(同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に新たに役員となった者にあつては、新たに役員となった日)において役員が受けるべき本俸及び特別都市手当の月額合計額に 100 分の 0.36 を乗じて得た額に、同年 4 月からこの規程の施行の日の属する月の前月までの月数(同年 4 月 1 日からこの規程の施行の日の前日までの期間において在職しなかった期間、本俸を支給されなかった期間その他の別に定める期間がある役員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成 17 年 6 月に支給された期末手当の額に 100 分の 0.36 を乗じて得た額

附 則(平成 18 年 6 月 1 日規程第 12 号)

(施行期日等)

1 この規程は、平成 18 年 6 月 1 日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人環境再生保全機構役員報酬規程の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

(本俸に係る経過措置)

2 前項に規定する適用日において、適用日の前日から引き続き第 3 条各号及び第 9 条の適用を受ける役員で、その者の受ける本俸の月額及び非常勤役員手当の日額が同日において受けていた本俸の月額及び非常勤役員手当の日額に達しないこととなる役員には、本俸の月額及び非常勤役員手当の日額のほか、その差額に相当する額を加え、本俸及び非常勤役員手当として支給する。

3 前項の規定による本俸を支給される役員に関する第 6 条第 2 項及び独立行政法人環境再生保全機構役員退職手当規程(平成 16 年規程第 9 号)第 3 条第 1 項の規定の適用については、第 6 条第 2 項中「本俸及び特別都市手当」とあるのは「附則第 2 項の規定による本俸及び特別都市手当」と、「本俸に」とあるのは「附則第 2 項の規定による本俸に」とし、同規程第 3 条第 1 項中「本俸」とあるのは「独立行政法人環境再生保全機構役員報酬規程の一部を改正する規程(平成 18 年規程第 12 号)附則第 2 項の規定による本俸」とする。

附 則(平成 21 年 6 月 23 日規程第 9 号)

この規程は、平成 21 年 6 月 23 日から施行する。

附 則(平成 21 年 11 月 30 日規程第 11 号)

(施行期日)

1 この規程は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

(平成 21 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成 21 年 12 月に支給する期末手当の額は、改正後のこの規程の第 6 条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額から次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。

- (1) 平成 21 年 4 月から同年 11 月まで(同年 5 月以降に役員となった者にあつては、その役員となった月から平成 21 年 11 月まで)の間に、各月に役員が受けるべき本俸、特別都市手当の月額合計額に、次の表に掲げる改定率を乗じて得た額の合計額

理事長	100 分の 0.5
理事	100 分の 0.4
監事	100 分の 0.4

- (2) 平成 21 年 6 月 1 日において役員であった者(この規程の施行日までに退職した者を除く。)に同月に支給された期末手当額に、前号の表に掲げる改定率を乗じて得た額

附 則(平成 22 年 4 月 1 日規程第 5 号)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 11 月 30 日規程第 14 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

(平成 22 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成 22 年 12 月に支給する期末手当の額は、改正後のこの規程の第 6 条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額から次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。

- (1) 平成 22 年 4 月から同年 11 月まで(同年 5 月以降に役員となった者にあつては、その役員となった月から平成 22 年 11 月まで)の間に、各月に役員が受けるべき本俸、特別都市手当の月額合計額に、次の表に掲げる改定率を乗じて得た額の合計額

理事長	100 分の 6.5
理事	100 分の 0.5
監事	100 分の 0.5

- (2) 平成 22 年 6 月 1 日において役員であった者(この規程の施行日までに退職した者を除く。)に同月に支給された期末手当額に、前号の表に掲げる改定率を乗じて得た額。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日規程第 13 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
(平成 23 年度に係る業績給に関する特例措置)
- 2 平成 23 年度に係る業績給の額は、改正後のこの規程の第 7 条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される業績給の額から次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。

- (1) 平成 23 年 4 月から平成 24 年 3 月まで(平成 23 年 4 月以降に役員となった者にあつては、その役員となった月から平成 24 年 3 月まで)の間に、各月に役員が受けるべき本俸、特別都市手当の月額合計額に、次の表に掲げる改定率を乗じて得た額の合計額

理事長	100 分の 0.5
理事	100 分の 0.5
監事	100 分の 0.5

- (2) 平成 23 年 6 月及び同年 12 月に期末手当の支給を受けた者（この規程の施行日までに退職した者を除く。）に支給された期末手当の額に、前号の表に掲げる改定率を乗じて得た額。

(役員報酬の特例)

- 3 第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、改正後のこの規程の施行の日から平成 26 年 3 月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）においては、常勤役員に対する本俸の支給に当たっては、本俸から、本俸に当該役員に適用される次の表に掲げる割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

理事長	100 分の 9.77
理事	100 分の 9.77
監事	100 分の 9.77

- 4 第 3 条第 2 項及び第 6 条の規定にかかわらず、特例期間においては、次に掲げる手当の支給に当たっては、次の各号に掲げる手当の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - (1) 特別都市手当 当該役員の本俸の月額に対する特別都市手当の月額に、当該役員
の支給減額率を乗じて得た額
 - (2) 期末手当 期末手当の額に、100 分の 9.77 を乗じて得た額
- 5 第 7 条の規定にかかわらず、特例期間に係る業績給の支給に当たっては、当該役員が受けるべき業績給の額に、100 分の 9.77 を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
- 6 特例期間においては、第 9 条の規定の適用については、同条中「199,000 円」とあるのは、「180,000 円」とする。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日規程第 6 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
(本俸の月額に関する経過措置)
- 2 前項の施行日の前日から引き続き第 3 条各号及び第 9 条の適用を受ける役員で、その者の受ける本俸の月額及び非常勤役員手当の日額が同日において受けていた本俸の月額及び非常勤役員手当の日額に達しないこととなる役員には、本俸の月額及び非常勤役員手当の日額のほか、その差額に相当する額を加え、本俸及び非常勤役員手当として支給する。
(平成 28 年 3 月 31 日までの間の特別都市手当に関する経過措置)
- 3 第 1 項の施行日から平成 28 年 3 月 31 日までの間における特別都市手当の支給に関する第 3 条第 2 項の適用については、この規定中「100 分の 16」とあるのは、「100 分の 16 を超えない範囲内で別に定める割合」とする。

附 則(平成 28 年 2 月 23 日規程第 1 号)

(施行期日)

この規程は、平成 28 年 3 月 1 日から施行し、改正後の独立行政法人環境再生保全機構役員報酬規程の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 29 年 12 月 26 日規程第 32 号)

この規程は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 11 月 7 日規程第 12 号)

(施行期日等)

- 1 この規程は令和 5 年 12 月 1 日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人環境再生保全機構役員報酬規程(平成 16 年規程第 4 号)は令和 5 年 4 月 1 日から適用する。
(令和 5 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 令和 5 年 12 月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の独立行政法人環境再生保全機構役員報酬規程(平成 16 年規程第 4 号)第 6 条の規定にかかわらず、独立行政法人環境再生保全機構役員報酬規程(平成 16 年規程第 4 号)第 3 条に規定する本俸及び特別都市手当の月額並びに本俸に 100 分の 25 を乗じて得た額並びに本俸及び特別都市手当の月額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に 100 分の 87 を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。

附 則(令和 6 年 11 月 7 日規程第 18 号)

(施行期日等)

- 1 この規程は令和 6 年 12 月 1 日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人環境再生保全機構役員報酬規程(平成 16 年規程第 4 号)は令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

(令和6年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 令和6年12月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の独立行政法人環境再生保全機構役員報酬規程(平成16年規程第4号)第6条の規定にかかわらず、独立行政法人環境再生保全機構役員報酬規程(平成16年規程第4号)第3条に規定する本俸及び特別都市手当の月額並びに本俸に100分の25を乗じて得た額並びに本俸及び特別都市手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の89.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30